

県南広域振興局長告示第 110 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 18 年 10 月 10 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

医療機関の名称	所在地	指定年月日
かげやまクリニック	一関市西沢 28 番 1	平成 18 年 9 月 1 日
ほのぼの薬局	北上市相去町相去 51 番地	〃
かりん薬局	一関市西沢 37 番 3	〃
ふたば薬局	胆沢郡金ヶ崎町西根下谷地 92 番 1	〃
おおたに歯科医院	奥州市水沢区字高屋敷 324 番地 3	平成 18 年 8 月 12 日